令和６年度　横須賀市立小学校、中学校、高等学校等
ALT外国語指導助手派遣業務　仕様書

１　業務の目的

グローバル化社会において、国際共通語としての英語が果たす役割は重要性を増している。学校教育においても、小学校学習指導要領に３年生・４年生の外国語活動が示されており、５年生・６年生では、外国語が教科化されるなど、外国語教育のより一層の推進が求められている。

本市には米海軍横須賀基地があり、他都市に比べ、市民がさまざまな形で外国人と触れ合う機会がある。

このような中、市立学校にALT（外国語指導助手）を配置し、児童生徒がネイティブスピーカーとの関わりを通して、外国語に触れて異文化への理解や関心を高めること、豊かな人間性と国際コミュニケーション能力を備えた魅力ある人材を育成することが目的である。

２　契約期間

契約期間は、令和６年４月１日から令和７年３月31日までとする。

３　派遣期間

派遣期間は、令和６年４月５日から令和７年３月25日までとする。

４　派遣場所

（１）派遣場所は、別表に規定する場所のほか、本市の必要と認めた場所とする。ただし、原則、既に本市の雇用する外国人教員を配置している場所には派遣しないものとする。

（２）派遣場所への配置決定は、学校規模等を勘案し本市と労働者派遣を行う受注者（以下「受注者」という。）で協議のうえ決定する。

５　日数及び人数

（１）業務における日数及び人数は、次のとおりとする。

①	小学校	年間195日勤務	14人
②	中学校	年間180日勤務	７人
③	高等学校全日制	年間78日勤務	１人
④	高等学校定時制	年間39日勤務	１人

（２）年間の勤務日数は、前項各号に掲げる日数及び人数を按分し複数名で勤務することにより満たすことができる。

（３）本市が主催する小学生を対象とした国際交流イベント「YOKOSUKA English World」（以下「YOKOSUKA English World」という。）の実施日及び事前協議（13時間程度）において、受注者の雇用する外国語指導助手（以下「講師」という。）８名及び講師の指導が可能であるトレーナー２名を派遣する。

６　業務内容

（１）受注者

①　市内小学校、中学校、高等学校等へのALT派遣業務

②　上記①の業務を円滑に履行するために必要な次の業務を行うこと。

ア　横須賀市教育委員会、各学校、ALTとの連絡調整

イ　ALTに対する学習指導要領及び横須賀市の教育方針を踏まえた外国語教育に沿った研修及び指導法に係る研修及びその他業務遂行に必要な研修の実施

ウ　担当日本人コーディネーター(正規社員に限る)及び担当者の選任・配置

エ　コーディネーターによる学校訪問、ALTの業務遂行状況の把握及び評価

オ　ALTに関わる学校等からの要望や苦情等への対応

カ　ALTの勤務管理及び欠勤・遅刻等がある場合の教育委員会及び学校への事前報告と代行の手配

キ　指揮命令者の指揮・命令及び学校の規律、施設管理上の規則等を遵守するための適切な措置

ク　ALTに対する指導方法・教材作成等の助言及び支援

ケ　教育委員会がALTに依頼する研究会、研修会、会議等への協力及び出席

コ　事業効果測定の実施

サ　「YOKOSUKA English World（※)」における参加児童の英語活動体験ブースの企画・運営及び事前準備

シ　ICTを活用した授業の支援〔学校に配備されている１人１台端末（Chromebook端末（NEC ChromebookY2)）を活用し、オンライン授業の実施や学校の教員が、ALTの配置時間外でもALT配置時に準ずる効果を発揮できる授業を行える支援（オンライン教材等のデジタルツールの提供を含む）を行う。ただし、デジタル教材等のデジタルツールの使用について、本市が別途料金を負担することがないこと。〕

ス　生徒がCEFRのA1レベル（英検３級相当）の英語力を身につけるための支援

セ　労働者派遣法により受注者に義務付けられている諸手続き

（２）ALT

①　派遣場所の学校の担当教員の指導のもと、ティームティーチングの効果的な実施

②　教員等との指導内容、方法等についての事前打ち合わせ

③　英語教材作成（小学校向け横須賀市作成の標準カリキュラムの英訳を含む）

④　「YOKOSUKA English World」における参加児童の英語活動体験ブースの企画・運営、事前準備及び英語指導

⑤　英語教育に関する研究会及び研修会における英語指導

⑥　効果的な授業実践に関する支援及び情報提供

⑦　特別支援学校及び適応指導教室における英語指導

⑧　別紙「令和６年度　横須賀市立小学校、中学校、高等学校等　ALT外国語指導助手派遣業務特記仕様書」に記載するオンライン英会話授業の実施

⑨　昼食時間、休み時間、部活動等における児童生徒との交流活動及び英語指導

⑩　生徒がCEFRのA1レベル（英検３級相当）の英語力を身につけるための支援

⑪　その他当該業務を所管する課長（以下、「主管課長」という）が必要性を認め、事前に本市と受注者が協議のうえ合意した業務

※YOKOSUKA English World

１　開催の目的

本市の小学生が、米海軍横須賀基地内のサリバンズ・エレメンタリースクールに通う年齢の近い児童とコミュニケーションをとる機会を設け、異文化への理解や多文化と共生すること、英語でコミュニケーションをする楽しさを体験することを通して、学校教育で培った国際コミュニケーション能力をさらに伸ばすことを目指す。

２　内容

・対象は、市内小学校５年生・６年生100名（定員を超えた場合は抽選）

・児童は、会場内でALT・FLTやサリバンズ・エレメンタリースクールの児童、他の参加者と英語によりコミュニケーションをとる。

・ALT・FLTが運営・進行する体験ブース（外国の生活や遊び、日本文化）を横須賀の児童とサリバンズ・エレメンタリースクールの児童がペアになって回る。

・横須賀総合高等学校の生徒ボランティアが児童を英語でアシストする。

（参考）令和５年度実施内容

〇開催日時・場所

・令和５年11月３日（金・祝）　９時30分から12時まで　横須賀市立諏訪小学校

〇参加対象児童

・市内在住・在学の小学校５・６年生の希望児童（約70名）

・サリバンズ・エレメンタリースクール５年生児童（約70名）

〇当日のタイムスケジュール

8:00	集合	10:35	Preparation（準備）
8:30	Greeting挨拶	10:40	Booth activity（ブース活動）
8:40	Preparation準備	11:35	Closing ceremony（閉会式）
9:00	Reception　starts（受付開始）	11:50	Farewell（お別れ）
9:30	Opening ceremony（開会式）	12:00	Cleaning（片付け）
	Pair matching（ペアマッチング）		
	Inroduction time（自己紹介タイム）		
	Superintendent　speech（教育長挨拶）		
	Interview game（インタビューゲーム）		
	Quiz time（クイズタイム）		

〇ブース活動

・Message for You

相手への感謝の気持ちをカードに書き、交換しよう

・Match your Answer

バディーと答えを合わせよう

・Prepare for Lunch

各国のランチの用意をしよう

・Bilingual Karuta

バイリンガルかるた

・Whisper Challenge

キーワードを後ろの人まで，正確に伝えよう

・Visiting Support Station for JSL Students

日本語支援ステーションに行こう

7　指揮命令者

（1）業務に従事する講師に対する指揮命令者は、原則として派遣場所である学校の校長とする。ただし、教頭、学級担任等又は外国語科教員が代わって指揮する場合がある。

（2）派遣場所が教育委員会事務局学校教育部教育指導課その他の場合は、原則として主管課長とする。ただし、主管課長が認めた者が代わって指揮する場合がある。

8　講師

（1）ティームティーチングを行うALTは、日本で英語教育を行うにあたり適切な就労査証（教育）を取得していること。ただし、就労制限のない査証の取得者である場合（永住者、配偶者が日本人である者等）は、就労査証（教育）と同等（英語により12年以上の教育を受けている等）の要件を満たすこと。

（2）オンライン英会話の講師は、TESOL（英語が母国語ではない者向けの英語教授法に関する資格）と同等な資格を保有している、もしくは英語を母国語としない者向けの英語教授法について十分研修を受けた指導力を有する者であること。また、日本人による研修を受け、日本の公立学校の児童生徒に対する十分な英語指導力を有する者であること。

（3）オンライン英会話の講師は、インターネット回線等の各種インフラの安定性を確保するため、講師の勤務形態は、原則自宅勤務ではなく出社勤務とするが、やむを得ない場合は、教育委員会と協議のうえ決定する。

（4）大学卒業程度又はこれと同程度以上の能力を有すること。

（5）日本の教育制度を理解していること。

（6）英語の発音、リズム、イントネーションにおいて優秀であり、かつ現代の標準的な英語力を備えていること。また、文章力、文法力が優れていること。

（７）児童生徒との人間関係を良好に図ることができること。
（８）その他学校教育に携わるのに適した者であること。
（９）犯罪歴（飲酒運転、麻薬、性犯罪、児童に対する犯罪等）がないこと。

9　遵守事項

（１）受注者は、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。
①　派遣契約の締結に際し、労働者派遣事業の許可を受けていること。
②　講師を派遣するに当たり、法令及び本市の定める条例、規則等に従うこと。
③　業務遂行に必要な研修を適宜実施する等、確実な業務の遂行を図ること。
④　綿密な連絡体制を整備し、確実な業務の遂行を図ること。
⑤　法令等に特別な定めがある場合を除くほか、業務上知り得た秘密を漏らさないこと。
⑥　法令に基づき、各種保険等へ講師を加入させること。
⑦　業務の遂行に当たり、主管課長、指導主事及び外国語指導主事助手と十分な連絡調整を行うこと。

（２）講師は、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。
①　法令及び本市の定める条例、規則等に従うこと。ただし、就業上の規則は受注者の規定によるものとする。
②　職務を遂行するに当たり、指揮命令者の指揮命令に従うこと。
③　本市が管理する財産の保全及び効率的使用に十分な注意を払うこと。
④　秩序及び品位の保持に努めること。
⑤　本市の信用又は名誉を傷つける行為を行わないこと。
⑥　法令等に特別の定めがある場合を除くほか、業務上知り得た秘密を漏らさないこと。
⑦　業務遂行上、営利活動、宗教活動及び政治活動を行わないこと。

（３）本市は、前２項に定める事項が遵守されていない等、受注者の業務の進行に問題があると判断した場合には、受注者にその旨通知し、受注者は、速やかに改善を図るものとする。

10　業務に従事する時間等

（１）業務は、小学校、中学校及び高等学校全日制は、次項に定める業務を実施しない日を除く平日の午前８時30分から午後４時45分まで行うこととし、そのうち業務に従事する時間（休憩時間を除く。）は、１日当たり５時間50分とする。
（２）高等学校定時制は、次項に定める業務を実施しない日を除く平日の午後３時30分から午後８時30分までの５時間とする。
（３）前項の規定にかかわらず、YOKOSUKA English World実施日は業務実施日とする。
（４）前項の規定にかかわらず、学校事情等により、本市と受注者が協議のうえ、業務に従事する日及び時間を変更することができる。

11　業務を実施しない日

（１）次の各号に掲げる日は、原則として業務を実施しない。

①　土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第２条に掲げる祝日

②　令和６年４月１日から令和６年４月４日まで

③　令和６年７月21日から令和６年８月27日まで

④　令和６年12月26日から令和７年１月６日まで

⑤　令和７年３月26日から令和７年３月31日まで

（２）本市は、前項に掲げる期間に係る派遣代金を支払わない。

12　代替講師

受注者の都合により当日担当予定の講師が業務の遂行をできない場合は、受注者は、代替の講師により業務を遂行することができる。この場合において、講師の配置にかかわるすべての責任は、受注者が負うものとする。

13　費用負担

業務の遂行に要する一切の費用は契約金額に含まれ、本市が負担する費用はないものとする。

14　報告

受注者は、業務遂行月の翌月15日までに、業務の報告書を本市に提出する。

15　派遣代金の支払い

本市は、前項の規定により提出された報告書により業務の実施確認を行い、実施確認終了後、受注者から提出される請求書に基づき派遣代金を支払う。

16　苦情処理

本市及び受注者は、業務における講師からの苦情申出を受ける者をそれぞれ選任し、互いに連携しながら、誠意をもって適切かつ迅速に処理するものとする。

17　安全衛生環境

本市及び受注者は、講師に対する労働安全環境の保全に努めるものとする。

18　契約解除

契約期間中において、受注者の提案内容に著しい虚偽が発見された場合は、本市は速やかに契約を解除することができる。

19　労災等の補償

職務上の災害又は通勤による災害に対する補償については、受注者の定めるところによるものとし、本市は、当該講師及び受注者に対し、責任を負わないものとする。ただし、その発生が本市の責に帰すべき事由による場合は、この限りでない。

20　損害賠償

（１）受注者は、講師の故意又は過失により、児童生徒、教職員等に損害を与えたときは、その損害を賠償する責を負う。

（２）受注者の故意、過失の有無にかかわらず、業務の実施に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、受注者の負担とする。ただし、その発生が本市の責に帰すべき事由による場合は、この限りでない。

21　研修等

（１）受注者は、派遣の開始にあたり、講師に対する事前研修を必ず実施するとともに、子どもの人権に配慮すべき項目等についての啓発を行うこととする。

（２）受注者は、派遣期間中においても必要に応じて指導や研修を行い、講師の技術向上に努めることとする。

22　その他

（１）本市及び受注者は、横須賀市立小学校、中学校、高等学校等ALT外国語指導助手派遣業務の遂行に際し、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）に定めるもののほか、関連する法令を遵守し、本仕様書に従って誠実に実施しなければならない。

（２）本仕様書に定めのない事項が発生した場合には、誠意をもって本市と受注者が協議の上、これを解決するものとする。

別表　派遣場所一覧

	小学校	中学校	高校	その他
1	追浜	追浜	横須賀総合（全日制）	ろう学校
2	夏島	鷹取	横須賀総合（定時制）	養護学校
3	浦郷	田浦		教育委員会事務局 学校教育部 教育指導課
4	鷹取	坂本		
5	船越	不入斗		
6	田浦	常葉		汐入相談教室
7	長浦	公郷		ゆうゆう坂本 相談教室
8	逸見	池上		
9	沢山	衣笠		久里浜相談教室
10	桜	大矢部		公郷相談教室
11	汐入	大津		武山相談教室
12	諏訪	馬堀		
13	田戸	浦賀		
14	山崎	鴨居		
15	豊島	岩戸		
16	鶴久保	久里浜		
17	公郷	神明		
18	池上	野比		
19	城北	北下浦		
20	衣笠	長沢		
21	大矢部	長井		
22	森崎	武山		
23	大津	大楠		
24	根岸			
25	走水			
26	馬堀			
27	望洋			
28	大塚台			
29	浦賀			
30	小原台			
31	鴨居			
32	高坂			

33	岩戸			
34	久里浜			
35	明浜			
36	神明			
37	粟田			
38	野比			
39	野比東			
40	北下浦			
41	津久井			
42	長井			
43	富士見			
44	武山			
45	荻野			
46	大楠			

令和６年度　横須賀市立小学校、中学校、高等学校等
ALT 外国語指導助手派遣業務　特記仕様書

以下に記載する内容で、オンライン英会話授業を実施すること。本仕様書に記載のない事項は、「令和６年度　横須賀市立小学校、中学校、高等学校等　ALT 外国語指導助手派遣業務　仕様書」に記載の内容に準ずるものとする。

１　目的

通常の対面での ALT 派遣業務と併せて、GIGA スクール構想において配備された１人１台端末を活用したオンライン英会話授業を実施することで、生徒の発話機会を増やし、成功体験の実感により、英語への興味・関心を高める。

２　実施場所

本市が指定する横須賀市立中学校 19 校の全学級

※横須賀市立中学校は 23 校あるが、そのうち、外国人英語教員が配置される４校を除いた 19 校で実施する。

３　実施回数

下記「４　業務内容」に記載するオンライン英会話授業を、横須賀市立中学校 19 校の全学級で、中学校１、２年生においては契約期間中に２回以上実施し、中学校３年生においては、契約期間中に１回以上実施すること。

※ただし、オンライン授業の実施時間は、「令和６年度 横須賀市立小学校、中学校、高等学校等 ALT 外国語指導助手派遣業務 仕様書　５　日数及び人数（１）」に記載の勤務日数には含めず、別の日程で実施すること。

４　業務内容

・学校に配備されている Chromebook 端末（NEC ChromebookY2）を活用し、オンライン英会話授業を実施すること。（※原則、事業者で用意する端末の使用は認めない。ただし、教育的効果が認められた場合や、やむを得ない事情が発生した場合は、学校、教育委員会と協議し、承認された場合は使用することはできる。）

・生徒３～５人程度に対して、講師１人が対応するグループレッスン形式で実施すること。

・参加する全生徒の発話機会を確保し、英語への興味・関心を高める工夫を行うこと。

・オンライン英会話授業内容は、学習指導要領や本市の使用教科用図書に対応した内容とし、事前に教育委員会及び学校と打ち合わせを行い、指導案及び生徒用プリント教材を作成・提供すること。
・実施時期については、６～７月、11～12 月を想定しているが、学校及び教育委員会と協議し、決定すること。
・実施日当日に確実にオンライン英会話授業が実施できるよう、事前に、実施する学校を訪問し、端末やソフト、通信環境の確認、通信のテスト等、必要な事項の確認・調整を行うこと。
・実施日当日、円滑にオンライン英会話授業が実施できるよう、ICT 機器の取り扱い及びレッスン実施者との連絡・調整に優れた者（以下、「サポーター」という。）を学校に配置し、確実に実施できる体制を整えるものとする。２回目以降のサポーター配置については、教育委員会や学校が認めた場合は、遠隔による対応も可とするが、その場合でも極力、教員に負担がかからないように実施できる体制とすること。
・オンライン英会話授業の効果測定を行うこと。効果測定にあたっては、事前に教育委員会と調整を行うこと。
・オンラインを活用した授業運営方法や指導方法等について、教員研修を実施すること。

５　その他
・事前の調整や当日の実施について、極力、学校現場に負担がかからないよう配慮すること。
・オンライン英会話授業を実施する講師については、「令和６年度　横須賀市立小学校、中学校、高等学校等　ALT 外国語指導助手派遣業務　仕様書」に記載する要件を満たすこと。